

「学校法人のガバナンスに関する有識者会議のとりまとめへの危惧・留意点について」(教育学術新聞・2021年6月9日・第2844号掲載)に対する抗議と申し入れ

2021年8月20日

日本私立大学教職員組合連合中央執行委員会

1. はじめに

日本私立大学協会の機関紙「教育学術新聞」第2844号(2021年6月9日発行)は、同協会が附置する私学高等教育研究所の主幹である西井泰彦氏、坂下景子氏による「学校法人のガバナンスに関する有識者会議のとりまとめへの危惧・留意点について」と題する文書を1～2面にわたり掲載しています(以下「当該文書」という)。また、2021年6月18日に開催された私学高等教育研究所の第73回公開研究会においても、当該文書が配布されています。

当該文書には、私たち日本私大教連が公に発表している「私立学校法改正案(第4版・2020改訂版)」について、事実と異なる指摘に基づく批判、論評の域を超えた中傷とも言わざるを得ない記述があり、日本私大教連の名誉を毀損しています。

また以下に述べるように、文部科学省・学校法人のガバナンスに関する有識者会議の最終報告の内容についても、事実と異なる指摘・批判があります。ただちに、「教育学術新聞」紙上において明白な誤りを訂正し、経過を説明するなど、後掲5のとおり適切な措置をとることを求めます。

2. 当該文書「4. ガバナンス報告に反映された教員系団体の意見」と日本私大教連の「私立学校法改正案」について

当該文書は、「4. ガバナンス報告に反映された教員系団体の意見」との見出しの章をたて、以下のように述べています(「ガバナンス報告」は文部科学省・学校法人のガバナンスに関する有識者会議の最終報告を指す。ここでも同じ表記とする)。

「第9回の有識者会議において、教職員組合の連合体から私立学校法の改正案が出された。(中略)長く私学経営者側と対立してきた組合としては、今回の評議員会の監督権限強化の動きは、理事会や大学執行部を抑え込む絶好の機会と捉えた。大手大学においては評議員会の多数は組合を主なメンバーとする教員で占められており、評議員会を通じて大学経営に関与することが可能となるからである。(中略)最終的なガバナンス報告には組合側の改正案の内容が色濃く反映されている。特に以下の点に注目されるが、労使の現状を踏まえると、その意図が見えてくる。

- 評議員会における法人役職員の大多数の選出の禁止、但し教員は対象外
- 評議員の損害賠償責任の不法制化
- 特別の利害がある案件での議決における理事・職員の議決不可、但し教員は可
- 評議員会の議決事項の不法制化

現在の私立学校法では評議員に善管注意義務が課されていない。(中略) 評議員会が役員の監督権限や重要事項の決定権限を持つことになれば、当然その責任に応じて特別の義務と損害賠償責任が発生する。教員の評議員にこれを免除することは到底理解できない。(以下、略)」

「第9回の有識者会議」において配布され、文科省によって紹介されたのは、日本私大教連改正案のみであり、文部科学省のホームページには、同日の会議の配付資料として、日本私大教連改正案の全文が掲載されています。したがって、当該文書は名指しをしていませんが、「教職員組合の連合体」とは日本私大教連を指し、その「私立学校法の改正案」とは、私たち日本私大教連の「私立学校法改正案(第4版・2020改訂版)」(以下「日本私大教連改正案」。https://jfpu.org/wp-content/uploads/2021/08/202006NS_shigakuhokaiseian4th.pdf)を指すことは明らかです。

当該文書は、私大教連の改正案および有識者会議のガバナンス報告について、きわめて重要かつ基本的な点に関し、誤った事実認識に基づいて書かれています。当該文書は、「以下の点に注目される」として黒丸の4点を列挙し、「最終的なガバナンス報告には組合側の改正案の内容が色濃く反映されている」と言っていますが、次項3で示すように、日本私大教連改正案の内容とも、ガバナンス報告の内容とも、異なる内容です。したがって、「日本私大教連改正案が最終的なガバナンス報告に反映されている」との指摘も、「労使の現状を踏まえると、その意図が見えてくる」との指摘も、的外れであり、不当なものです。

3. 黒丸4点の指摘は、いずれも日本私大教連の改正案に存在しない内容

(1) 「評議員会における法人役職員の大多数の選出の禁止、但し教員は対象外」

日本私大教連改正案も、ガバナンス報告も、評議員会による学校法人役員の選任・解任を行うことを求めています。したがって「法人役職員の大多数の選出の禁止」を求めているわけではありません。この点は、私学法改正の根本的な事項ですので、誤った記述ともとれる内容には、驚愕するばかりです。また、「但し教員は対象外」については、日本私大教連改正案に、これに類する言葉は一切出てきません。

(2) 「評議員の損害賠償責任の不法制化」

ガバナンス報告は、「評議員に固有の特別の義務や損害賠償責任は一律に法定しない」と述べています。これを「評議員の損害賠償責任の不法制化」と要約しているようですが、日本私大教連改正案には、これに該当する主張はありません。

さらに当該文書では、「評議員会が役員の監督権限や重要事項の決定権限を持つことになれば、当然その責任に応じて特別の義務と損害賠償責任が発生する」から、「教員の評議員にこれを免除することは到底理解できない」と述べています。前述のとおり、日本私大教連改正案には、評議員の損害賠償責任についての項目自体がありませんし、したがって教員の免除についての主張もありません。

ガバナンス報告でも、「評議員に固有の特別の義務や損害賠償責任は一律に法定しない」とされており、「教員の評議員のみ免除する」などとは書かれていません。

(3) 「特別の利害がある案件での議決における理事・職員の議決不可、但し教員は可」

ここでいう議決が、理事会における議決であるのか、評議員会における議決であるのか、明確ではありません。しかし、すでに現行の私立学校法において、理事会においても、評議員会においても、特別の利害関係を有する理事、評議員はその議事の議決に加わることができないと定められています（第36条7項、第46条10項）。

この点について、「但し教員は可」という例外があってもいいはずはありません。当然のことですが、日本私大教連改正案には、特別の利害関係を有する教員の理事、評議員を例外とする文言は、一切ありません。

(4) 「評議員会の議決事項の不法制化」

日本私大教連改正案は、以下のとおり、評議員会を議決機関とし、議決事項を法律に定めることを求めています。

「評議員会を学校法人の重要事項に関する議決機関とするよう改正する。

議決事項として、次の事項を定める。

- ①理事・監事・会計監査人の選任・解任、②予算および事業計画、③計算書類の承認、④中期的な計画、⑤借入金および重要な資産の処分、⑥役員に対する報酬の支給の基準、⑦定款（寄附行為）の変更、⑧組織変更（設置校の閉校を前提とする募集停止、事業の一部もしくは全部の譲渡・譲受・設置者変更）、⑨合併、⑩解散、⑪収益を目的とする事業に関する事項、⑫役員への損害賠償責任の免除」

ガバナンス報告も、評議員会が、役員を選任・解任を行うこと、法人運営に関する重要事項について議決を行うこと、一定の重要事項（中期計画、寄附行為の変更、合併、解散、役員報酬支給基準など）について評議員会の同意、承認等の議決を要すること、を提案しています。

このように、日本私大教連改正案もガバナンス報告も、評議員会を議決機関とし、議決事項を法定することを求めています。当該文書は、この事実を反して、日本私大教連が「評議員会の議決事項の不法制化」を求めているとしているのです。

以上、当該文書が指摘する4点はすべて、日本私大教連の私学法改正案の内容とは異なっています。重要かつ基本的な事項について、誤った事実を示し、この4点から日本私大教連の「意図が見えてくる」としていますが、間違っただけで「意図が見えてくる」はずはありません。

4. 日本私大教連に対する名誉棄損について

「長く私学経営者側と対立してきた組合としては、今回の評議員会の監督権限強化の動きは、理事会や大学執行部を抑え込む絶好の機会と捉えた。大手大学においては評議員会の多数は組合を主なメンバーとする教員で占められており、評議員会を通じて大学経営に関与することが可能となるからである。」などと述べ、教職員組合が、私学法改正を通じて、大学経営に関与することを目論んでいるように描きだしています。

この記述は、教職員組合と日本私大教連に対する否定的な印象を広めようとするものであり、自由な論評の範囲を越えて、名誉を棄損しています。

「大手大学においては評議員会の多数は組合を主なメンバーとする教員で占められており」という当該文書の指摘は、なんの証明もなされておらず、意味不明です。当該文書は「表1」で大規模15私大の評議員の「学内の割合」が30.3%～66.7%であると表示していますが、学内の割合には、大学教員、付属校教員、職員の3つの職域が含まれています。この数字からは、評議員の多数が教員ということはありません。ましてや評議員が組合員かどうかなど不明です。かりに教員の多数が教職員組合に加入しており、評議員を務めている教員が結果的に組合員であったとしても、教職員組合が組合員である教員から「評議員会の多数」を選出している大学など、私たちは聞いたことがありません。

大学の教員には、さまざまな役割や立場がありえます。教授会員として、大学の執行部として、評議員として、理事として、それから組合員として、などです。それぞれ求められる役割に応じて、ふさわしい判断をしたり、行動をしたりすることは当然のことです。それを殊更に、組合員としての役割や立場を強調することは、偏っているといわざるを得ません。

「評議員会の多数は組合を主なメンバーとする教員で占められており、評議員会を通じて大学経営に関与することが可能となるからである」という表現は、教職員組合が評議員会を通じて学校法人を支配しようとしているという事実無根の虚偽を広めようとするもので、フェアな議論とはいえません。

なお、日本私大教連改正案は評議員会の構成について、「①教職員、②卒業生、③私立学校の教育・研究及び私立学校の運営・経営に識見ある者（学識経験者）とするよう改正する。また、①教職員から選出された評議員を評議員定数の4割以上とし、②、③をそれぞれ3割以下と定める」と求めており（日本私大教連改正案11頁）、評議員会の多数を教員で占めるよう求めているわけではありません。

5. 訂正等の申し入れ

以上をふまえ、私たち日本私大教連は、日本私立大学協会、「教育学術新聞」編集兼発行人、および執筆者の西井泰彦氏、坂下景子氏に対し、強く抗議するとともに、次の措置を講じるよう申し入れます。

- ① 「教育学術新聞」紙上に本文書を掲載するとともに、日本私立大学協会に加盟する学校法人および大学に配付すること。
- ② 同紙上において、上記3で指摘した4点についての訂正を行うこと。
- ③ 訂正にあたっては、「日本私大教連の私立学校法改正案（第4版・2020改訂版）」の全文が掲載された日本私大教連ホームページのURLを明記すること。
- ④ 日本私大教連および教職員組合が、評議員会を支配し、大学経営に関与することを目論んでいるがごとき不当な記述について、削除・訂正し、説明を同紙上において行うこと。
- ⑤ ①～④につき、私学高等教育研究所第73回公開研究会への参加者に対しても、周知すること。

以 上